

各高齢者施設・事業所管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

**高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症検査体制の充実について
(Q & A)**

日頃は、高齢者福祉行政に御協力を賜り、また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制については、令和2年8月7日付け厚生労働省事務連絡「高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について」（以下「国通知」という。）及び令和2年9月24日付け2長寿第38117号「高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症検査体制の充実について」（以下「県通知」という。）で周知したとおりですが、その取扱いについて、別添のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴施設の協力医療機関等にご相談の際には、これらの点について御留意いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)
香川県健康福祉部
長寿社会対策課
施設サービスグループ
TEL087-832-3266

高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症検査体制の充実について（Q & A）

	Q	A
1	新規入所者であれば、行政検査の対象となるのか？	<p>「行政検査」の対象者としては、感染症法第 15 条第 1 項・第 3 項第 1 号より、</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の患者 ②当該感染症の無症状病原体保有者 ③当該感染症の疑似症患者 ④<u>当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者</u></p> <p>とされています。</p> <p>上記 ④ については、例えば、「濃厚接触者」が該当しますが、必ずしもこれに限られず、<u>介護施設の新規入所者については、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター化しやすい状況にあるため、地域の発生状況（関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど）や入所前の生活状況等を勘案して、検査前に陽性となる確率が高いと考えられる場合には、行政検査の対象となります。</u></p>
2	地域の発生状況や入所前の生活状況等を勘案して、検査前に陽性となる確率が高いか否かは誰が判断するのか？	<p>医師の判断となります。</p> <p>なお、地域の流行状況に照らして、検査前に陽性となる確率が低いと医師が判断する場合は、保険適用はなく、自己負担による検査となります。</p>
3	無症状の患者に対して、医師が必要と判断して実施した検査は、保険適用となるのか？	<p>保険適用となります。</p> <p>なお、無症状者に対する保険適用による検査は、高齢者施設内に感染が及んだ場合、クラスターの発生など、甚大な被害が想定されることに鑑み、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応に限って当面の間実施されるものです。</p>
4	県通知の「1 新規入所者」の検査についてどのような検査を行うことが適切か？	<p>現時点のエビデンスによれば、無症状者に対しては、抗原検査（定性）ではなく、PCR検査または抗原検査（定量）によることが適切であると考えられます。</p>

5	<p>県通知の「2 その他入所者及び施設従事者について」の<u>検査に係る委託契約</u>とは具体的にはどのようなものか？</p>	<p>令和2年7月22日付けで県医師会から、各郡市医師会に通知している「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における協力医療機関の取り纏めについて（依頼）」（以下「取り纏め通知」という。）における「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）事業」にかかるものであり、委任状の取り纏め等その手続は、「取り纏め通知」によります。</p> <p>なお、前述の「取り纏め通知」においては、県医師会への委任状の提出は、8月13日となっていますが、8月13日以降も委任状の提出が可能とされています。</p>
6	<p>県通知の「2 その他入所者及び施設従事者について」の<u>検査に係る委託契約</u>を結んだ場合、初診料についても、公費負担とすることができるか？</p>	<p>検査料及び微生物学的検査判断料のみが、公費負担（委託料）となります。（「取り纏め通知」による。）</p>